

高幡租税債権管理機構および須崎市、四万十町からのお知らせ

税金滞納で差し押さえた不動産5物件を公売します!

■公売とは

「公売」とは、滞納税に充てるために差し押えをした財産を売却することです。具体的には、公売会場において見積額以上の金額を入札していただき、最高額の入札者に売却していくもので、裁判所の行っている競売に類したものです。

■高幡租税債権管理機構および須崎市、四万十町の方針

行政サービスを支える財源の確保に向けて、差し押えた財産は、随時、公売を行って税収に充てています。滞納の解消、税収確保のために多くの皆さんの参加をお待ちしています。

■合同公売会

日時：3月8日(金) 開場：午後1時30分 入札：午後2時開始

会場：須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室

今回は、高幡租税債権管理機構および須崎市、四万十町の合同公売会の形式で、雑種地や農地などを売却します。なお、公売物件の所在地は須崎市、四万十町になります。

■公売物件

番号	所在地	地目・種類等	登記地積 (㎡)	登記床面積 1階 (㎡)	登記床面積 2階以外 (㎡)	見積価額 (千円)	保証金 (千円)	指定の状況	
								都計法	農振法
1	須崎市	浦ノ内	1,370.00	-	-	3,500	350	-	-
2		大谷字宮ノ西	41.00	-	-	300	30	-	-
3	四万十町	興津	251.66	82.49	-	1,130	120	-	-
4		七里	1,622.00	-	-	266	-	-	農用地
5		高野字桜谷	2,013.00	-	-	200	-	-	-

※表のうち、1番および2番は須崎市、3番および4番は四万十町、5番は高幡租税債権管理機構が出品する物件です。
 ※各物件について、状況によって公売が中止になる場合があります。
 ※公売や物件の詳細は、高幡租税債権管理機構のホームページの閲覧もしくは連絡先にお尋ねください。
 ※公売物件の「現地案内」は、個別に対応します。



■入札に必要なもの

全員	●保証金 [見積額約10%] ※現金に限ります。
	●運転免許証など身分を証するもの
代理人	●印鑑 (認印)
	●委任状 ※公売物件が農地の場合は、農業委員会発行の「買受適格証明書」が必要です。 四万十町は2月8日までに農業委員会への申請が必要です。

◆注意事項

保証金納付期限……3月8日(金) 午後2時 (保証金は見積額約10%と定められています)

買受代金納付期限……3月15日(金) 午後2時 (買受代金は落札額から保証金を控除した金額です)

所有権移転登記……費用負担と住民票などの提出を条件として、執行機関が代行することができます。

【お問い合わせ先】

高幡租税債権管理機構(須崎市山手町1-7) ☎0889-40-0911
 須崎市役所税務課(須崎市山手町1-7) ☎0889-42-1291
 四万十町役場 税務課 ☎22-3116

行政のサービスは、
皆さんの税金で支えられています!

町民課からのお知らせ

住民基本台帳の閲覧状況について

住民基本台帳法の規定に基づき、平成29年度の住民基本台帳の閲覧状況を町ホームページで公表していますので、ご覧ください。

マイナンバーカードを申請後、未受取りの方へ

マイナンバーカードを申請された方へ、カードのお渡し準備が整いしだい、順次「交付通知書(ハガキ)」を送付しておりますので、お早めにお受け取りください。

交付通知ハガキには、カードの交付場所や交付に必要な書類などが記載されています。交付通知ハガキを紛失されている場合は、事前にお問い合わせください。交付のお手続きには時間がかかりますので、あらかじめご予約をお願いします。

通知カードの受け取りについて

平成27年10月5日現在で本町に住民登録されていた人に送付した「通知カード」のうち、配達時に不在で受領できなかった人などの返還された「通知カード」を保管しています。

これら未受領「通知カード」を受け取っていない方は受け取りをお願いします。

※長期保存となった場合、受け取りを促す通知書を送付して一定期間経過後、廃棄する予定です。受け取りをご希望の方は、お早めにお越しください。

廃棄後に通知カードが必要になった場合、手数料が発生し再交付までに時間を要しますのでご注意ください。詳しくはお問い合わせください。

【お問い合わせ先】
町民課 ☎22・3117

国民年金保険料追納制度とは…

国民年金保険料の全額免除(法定免除)・一部免除・納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間は、年金を受け取るための資格期間には含まれますが、保険料を全額納付した場合に比べ、老齢基礎年金額が少なくなります。

これらの期間は、10年以内であれば申し込みにより保険料を後から納めること(追納)ができ、追納した期間は全額保険料を納付した場合と同じ取り扱になります。

※10年を過ぎた月分は追納できません。

追納の注意点

◆免除などが承認された期間のうち、10年以内の古い月分から順番に納付します。先に新しい月分を納付することはできません。

※ただし、納付猶予・学生納付特例期間については、追納しなければ受け取る年金額に反映されないため、免除期間より優先して追納することができます。

◆誤って先に新しい月分を納付してしまった場合、せっかく納めた保険料は還付され、古い月分から順番に納め直すこととなります。誤って使用し、還付された月分の納付書は再発行が必要ですので、年金事務所にご連絡をお願いします。

◆使用期限が過ぎた納付書は使用できません。

・免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

・同じ追納対象月でも、納付する年度によって加算率が変わるため、毎年4月になると加算額も変更されます。

※追納用の納付書の使用期限が過ぎた場合は、改めて追納の申し込みをしてください(申込書は年金事務所および役場にありません)。

【お問い合わせ先】
高知西年金事務所
高知市旭町370-1
☎088・875・1717
四万十町役場 町民課
☎22・3117
大正 町民生活課
☎27・0112
十和 町民生活課
☎28・5112